

(参 考)

## 県土整備部優良工事表彰の概要

### 1. 目的

優良工事表彰は、県土整備部所管公所が発注した建設工事を誠意を持って適正に施工し、優秀な成績で完成した建設業者及びその主任（監理）技術者を表彰することにより、建設技術の向上を図り、公共工事の品質確保を促進することを目的としています。

### 2. 対象工事

請負額が5百万円以上かつ工事成績評定が80点以上である工事で、次のいずれかに該当するものを表彰対象工事としています。

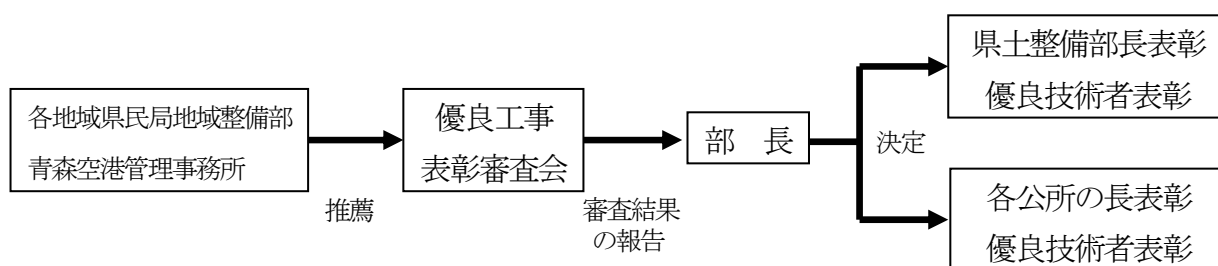
- ア) 工事成績評定が特に優れているもの
- イ) 困難な自然的、社会的条件を克服して工事等を完成させ、優れた成果をあげたもの
- ウ) 工事等に関し新技術や新工法の活用、省力化等の創意工夫に努め、能率向上に特に顕著な成果をあげたもの
- エ) 工事の安全管理への取り組みに特に顕著な成果をあげたもの
- オ) その他災害関連、技術提案、環境保全及びイメージアップ等で他の建設業者の模範として特に顕著な成果をあげたもの

### 3. 選定方法と表彰区分

県土整備部長表彰：各公所から推薦された建設工事の中から、優良工事表彰審査会で審査を行い、選定された工事を施工した建設業者が受賞。

各公所の長表彰：各公所から推薦された建設工事で、県土整備部長表彰となった工事以外を施工した建設業者が受賞。

優良技術者表彰：県土整備部長表彰及び各公所の長表彰の対象となった建設工事の主任（監理）技術者が受賞。



### 4. その他

優良工事表彰を受賞した場合、総合評価落札方式による入札において、「企業の施工実績」、「配置予定技術者の能力」の評価項目が2年間、加対象となります。